

令和4年度益田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

○ 方針を策定する目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定めるものです。

○ 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用します。

○ 優先調達する障がい者施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりします。

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく次の各号に定める事業所等

- (1) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所

② 法の政令に基づく次の各号に定める事業所

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
- (2) 重度障がい者多数雇用事業所（次の全ての要件を満たすもの）
 - ・障がい者の雇用が5人以上
 - ・障がい者の割合が従業員の20パーセント以上
 - ・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合が30パーセント以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体
在宅就業障がい者とは、自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障がい者
在宅就業支援団体とは、在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

○ 物品調達の対象品

- ・市内の施設で生産している物を優先して調達します。

調達品目

食品類（パン、菓子等）、農作物類（野菜、草花、きのこ他）、消耗品（布製品等）、印刷、清掃、公園等維持管理、花壇整備

○ 調達目標額

令和4年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は次の金額とします。

年間 4,613,700 円

参考 R3 年度 4,555,176 円

R2 年度 4,560,150 円

R 元年度 3,467,492 円

H30 年度 3,902,437 円

H29 年度 3,518,996 円

○ 調達の推進方法

情報提供

障がい者就労施設等からの調達可能物品を収集し、関係部署に対して情報提供をします。

優先調達の依頼

障がい者就労施設等からの物品等を優先的に調達できるよう、関係部署に依頼します。

随意契約方式の活用

障がい者就労施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用します。

○ 公表

この調達方針に基づき本年度調達した物品等の実績は、年度決算終了後に市のホームページに掲載します。